（利用者名簿の備置き）

第十六条　法第十五条に規定する利用者名簿は、遊漁船業者が利用者を漁場に案内する場合において、利用者の遊漁船の利用の開始前までに備え置くとともに、当該利用の終了の日から一週間保存しなければならない。

2　法第十五条に規定する農林水産省令で定める事項は、利用者に係る次に掲げる事項とする。

一　（略）

二　年齢

三～五　（略）

（周知の方法）

第十七条　遊漁船業者は、法第十六条の規定により、利用者に水産動植物を採捕させる前に、その案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容を遊漁船において利用者に見やすいように掲示し、又はその内容を記載した書面を利用者に配布し、その内容を周知させなければならない。

（標識の様式）

第十八条　法第十七条第一項に規定する農林水産省令で定める様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　営業所　別記様式第八号

二　遊漁船　別記様式第八号及び第九号

（自動公衆送信により公衆の閲覧に供する必要のない場合）

第十九条　法第十七条第一項に規定する農林水産省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一　常時使用する従業者の数が一人以下である場合

二　自ら管理するウェブサイトを有していない場合

（閲覧に供する方法）

第二十条　法第十七条第一項の規定による閲覧は、別記様式第八号の遊漁船業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（重大な事故）

第二十一条　法第十九条に規定する農林水産省令で定める重大な事故は、次に該当する事故とする。

一　遊漁船の転覆、滅失又は火災その他遊漁船の運用に関連した遊漁船又は遊漁船以外の施設の損傷が発生したもの

二　前号に掲げるもののほか、死亡者、行方不明者又は負傷者（十一日以上医師の治療を要する傷害を受けたものに限る。次条において同じ。）が発生したもの

（事故の報告事項）

第二十二条　法第十九条に規定する農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　事故を引き起こした遊漁船の名称

二　乗船していた船長及び遊漁船業務主任者の氏名

（利用者名簿の備置き）

第十二条　法第十四条に規定する利用者名簿は、遊漁船業者が利用者を漁場に案内する場合において、利用者の遊漁船の利用の開始前までに備え置くとともに、当該利用の終了の日から一週間保存しなければならない。

2　法第十四条に規定する農林水産省令で定める事項は、利用者に係る次に掲げる事項とする。

一　（略）

二　年令

三～五　（略）

（周知の方法）

第十三条　遊漁船業者は、法第十五条の規定により、利用者に水産動植物を採捕させる前に、その案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容を遊漁船において利用者に見やすいように掲示し、又はその内容を記載した書面を利用者に配布し、その内容を周知させなければならない。

（標識の様式）

第十四条　法第十六条第一項に規定する農林水産省令で定める様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　営業所　別記様式第七号

二　遊漁船　別記様式第七号及び第八号

（新設）

（新設）

（新設）